（削る）

（匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第百四十条の七十二の十二　法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置）

第百四十条の七十二の十三　（略）

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第百四十条の七十二の十第一号に該当する者

(2)　（略）

(3)　匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第四号に規定する健康診査及び同条第五号に規定する保健指導（いずれも生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。）に関する情報 四・五　（略） 2～7　（略）	（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第四号に規定する健康診査（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。）に関する情報 四・五　（略） 2～7　（略）

3　提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第百四十条の七十二の十二　法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報とする。

（法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置）

第百四十条の七十二の十三　（略）

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　（略）

(3)　匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）